Hokkaido District Transport Bureau

令和6年8月20日 北海道運輸局海上安全環境部

海上運送法に基づく輸送の安全確保に関する命令文書の発出について

国土交通省北海道運輸局では、下記の事業者に対して海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施した結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、別紙のとおり輸送の安全確保に関する命令文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 発出年月日 令和6年8月20日
- 2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに検査概要

事業者の名称:有限会社カネ秀カネシウ

事業者の住所:小樽市銭函2丁目50番25号

検査概要:令和6年7月18日に海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶安全法に基づく検査の有効期間を有しない船舶を運航の用に供する法令及び安全管理規程違反が確認された。

3. 指導事項

別紙のとおり

【問い合わせ先】

国土交通省北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 林・高井

TEL: 011-290-2773

(有)カネ秀カネシウに係る命令事項

- 1. 事業者は、船舶安全法第18条に基づき、有効な船舶検査証を受有した上で船舶を運航すること。
- 2. 経営代表者は、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、事業所全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- 3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- 4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- 5. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の安全性を検討し、有効な船舶検査証を受有していない船舶を運航しないこと。

以上